

マイナンバーカードの申請方法～引越した場合～

住所・氏名等の記載事項に変更があった場合、元の交付申請書は使えなくなります。
お住まいの市区町村の窓口で記載事項変更後の新しい「個人番号カード交付申請書」の交付を受けた上で、マイナンバーカードの交付申請をしてください。

その1：「マイナンバーカード」の交付申請中に引越した場合

- 「マイナンバーカード」の申請から受取のお知らせをするまでには1か月ほどかかります。

市区町村外へ転出した場合

交付申請中（マイナンバーカード受取前）に市区町村外へ引越した場合、転入先で改めて申請していただく必要があります。

交付申請中（カード受取前）であっても、市区町村内の引越（転居等）であれば、カード表面の追記欄に新住所を記載した上で交付することが可能です。



その2：引越後に「マイナンバーカード」の交付申請をする場合

- 引越に伴い住所が変わると、旧住所宛に「通知カード」と一緒にお届けしていた「個人番号カード交付申請書」は使用できなくなります。
- お住まいの市区町村窓口にて渡される新しい交付申請書、またはマイナンバーカード総合サイトからダウンロードした「手書用の交付申請書」を使用して申請手続きをしてください。



引越の際は、
マイナンバーカード・通知カードの
住所変更手続きもお忘れなく！



マイナンバーに関するお問合せは

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (無料)

平日 / 9:30 ~ 20:00 土日祝 / 9:30 ~ 17:30
(12月29日 ~ 1月3日を除く)